

R 8 健地保第 1872 号

令和 8 年 9 月 7 日

公益社団法人 仙台市薬剤師会
会長 佐々木 慎一 様

仙台市健康福祉局長
川口 浩晃



生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について（依頼）

生活保護行政の実施運営につきましては、日頃格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活保護の医療扶助における医薬品の使用につきましては、「生活保護の医療扶助医薬品の適正使用の推進について」（令和 5 年 3 月 14 日付社援保発第 0306 号第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「当該通知」という。）により実施してきましたが、このたび令和 8 年 3 月 6 日付社援保発第 0306 号第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知により、当該通知の全面改正がありました。

本改正を踏まえまして、本市における取扱い等を下記の定めましたことから、ご了解いただきますとともに、貴会会員への別添文書の周知につきましてもご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 主な改正内容

(1) 医療機関・薬局におけるお薬手帳等の活用

- ・生活保護受給者については、医療機関を受診し、または薬局を利用する際には、お薬手帳を持参し、医師等の求めに応じて提示することを原則とする。
- ・医師等が指導したにもかかわらずお薬手帳を持参しない生活保護受給者について、関係機関（医療機関は院内処方の場合のみにおいてはその旨福祉事務所に連絡する。

(2) 福祉事務所による重複・多剤投与対策

福祉事務所において重複・多剤投与者を確認のうえ、医薬品の適正使用に向け、医師等の医療関係者による医学的・薬学的対応につなげる。

① 重点的な対応

- ・当該対応者については、福祉事務所にて対面指導を行うとともに、薬剤リストを患者本人に提供し、薬剤師による専門的な対応を受けるよう説明する。患者本人が従わない場合には、福祉事務所より直接薬局（院内処方の場合は医療機関）に薬剤リストを送付する。
- ・関係機関（医療機関は院内処方の場合のみ）からは患者本人の服薬状況の確認結果等を福祉事務所に報告する。

②文書を活用した対応

- ・当該対応者には、福祉事務所にて対面指導を行うとともに、薬剤リストを患者本人に提供し、薬剤師による専門的な対応を受けるよう説明する。
- ・関係機関（医療機関は院内処方の場合のみ）からは患者本人の服薬状況の確認結果等を福祉事務所に報告する。

2 周知方法

(1) 生活保護受給世帯に対する周知

令和8年9月中に、生活保護受給中の全世帯に本内容を周知する。

(2) 指定医療機関及び薬局に対する周知

令和8年9月中に、指定医療機関及び薬局に対する一般指導通知に併せて本内容を周知する。

※本市ホームページにも掲載しております。

【ホームページQRコード】



3 実施時期

令和8年10月1日

4 貴会会員への周知文書

- ・【指定医療機関等向け】周知リーフレット
- ・「『生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について』」の全部改正について」（抜粋）（公益社団法人日本薬剤師会あて・令和8年3月6日付事務連絡）

担当：保護自立支援課 佐々木・吉住

TEL 022-214-8160